

○公益社団法人さいたま観光国際協会ハイブリッドコンベンション開催助成金
交付要綱

(制定 令和3年11月15日 要綱第2号)

(目的)

第1条 この要綱は、さいたま市におけるコンベンションの誘致、開催の推進及び、ウィズコロナ、ポストコロナ期においてハイブリッド開催の支援を図るため、公益社団法人さいたま観光国際協会（以下「協会」という。）が実施するハイブリッドコンベンション開催助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) リアル開催 参加者を広く募り現地で開催されるコンベンションのことをいう。
- (2) オンライン開催 参加者が現地に集わずインターネットを介して開催するコンベンションのことをいう。
- (3) ハイブリッド開催 リアル開催とオンライン開催を併用して開催するコンベンションのことをいう。

(交付の対象)

第3条 助成金交付の対象とするコンベンションは、次の各号に掲げるすべての要件を充たすものとする。

- (1) リアル開催の主たる会場がさいたま市内であり且つ収録のみの会場ではないこと
- (2) 産業・経済、学術・文化、国際交流の振興等に寄与するものであること
- (3) 関東全域以上のハイブリッド開催によるコンベンションで、リアル開催の参加者が県外から30人以上であること
- (4) リアル開催の会期が2日間以上で、さいたま市内の宿泊施設にリアル参加者の宿泊が見込まれること
- (5) 感染症予防対策として、業界団体等が作成するガイドラインに基づき感染症対策を徹底すること
- (6) 政治的、宗教的な活動を目的とするものでないこと
- (7) 主催団体が国又は地方公共団体以外の団体であること
- (8) 営利活動を目的としないものであること
- (9) 協会の実施するコンベンション調査を依頼した場合、十分な結果が得ら

れるよう協力できること

- 2 当該コンベンションが、さいたま市及び協会から補助金の交付又は、これに類する支援を受けていないこと。

ただし、協会が実施するコンベンション開催助成金及び大規模国際コンベンション開催助成金を併用する場合は、この限りではない。

(交付対象経費)

第4条 助成金の交付対象経費は、オンライン配信に係る経費で別表に定めるものとする。

(交付額)

第5条 助成金の交付額は、対象経費の2分の1とし、50万円を限度とする。

(交付総額と算出方法)

第6条 助成金の交付総額は年度予算額の範囲内とする。

- 2 申請受付同日に複数の交付の要件を満たす申請があり、当該申請総額が年度の予算残額を超える場合、各申請に対する交付額は、予算残額を当該申請総額で除した割合を、申請金額に乗じて算出する。

- 3 千円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする主催団体の代表者(以下「申請人」という。)は、次の各号の書類をコンベンション開催期日の1ヵ月前までに協会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

- (1) ハイブリッドコンベンション開催助成金交付申請書(様式第1号)
- (2) 交付対象経費内訳書(様式第1号の2)
- (3) 定款、寄附行為、会則又は規約等
- (4) その他、助成金の交付にあたって必要と認められる資料

(審査会)

第8条 助成金の交付の適正を期すため、公益社団法人さいたま観光国際協会コンベンション開催助成金交付要綱(制定平成21年6月1日 要綱第1号)第8条の審査会にて、助成金交付について審査の上、会長に答申する。ただし、公益社団法人さいたま観光国際協会コンベンション開催助成金交付要綱(制定平成21年6月1日 要綱第1号)により、既に答申を受けているものについては、この限りではない。

- 2 審査会の構成は、公益社団法人さいたま観光国際協会コンベンション開催助成金交付要綱(制定平成21年6月1日 要綱第1号)及び公益社団法人さいたま観光国際協会コンベンション開催助成金交付要領(制定平成21年6月1日)の規定によるものとする。

(交付の決定及び通知)

第9条 会長は、当該申請が助成金を交付すべきものと認めるときは、ハイブリッドコンベンション開催助成金交付決定通知書(様式第2号)を通知し、交付すべきでないとした場合には、ハイブリッドコンベンション開催助成金不交付決定通知書(様式第3号)を通知する。

(申請内容の変更)

第10条 助成金の交付の決定を受けた申請人は、決定後にその事業内容等が変更又は中止となった場合は、すみやかにハイブリッドコンベンション開催助成金事業変更交付申請書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。ただし、助成金額の変更を伴わない軽微な変更についてはこの限りではない。

2 会長は、前項の変更申請があったときは、その内容を審査し、ハイブリッドコンベンション開催助成金事業変更交付決定通知書(様式第5号)により申請人に通知する。

(実績報告・請求)

第11条 助成金の交付決定を受けた申請人は、コンベンション終了後すみやかに次の各号の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) ハイブリッドコンベンション開催報告書兼請求書(様式第6号)
- (2) 交付対象経費支出内訳書(様式第6号の2)
- (3) その他、助成金の交付にあたって必要と認められる資料

(交付額の確定)

第12条 会長は、前条の開催報告書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、助成金の交付額を確定し、ハイブリッドコンベンション開催助成金交付額確定通知書(様式第7号)により申請人に通知する。

(助成金の交付)

第13条 会長は前条の規定により交付額を確定したときは、申請人名義の銀行口座に直接振込むことにより助成金の交付を行うものとする。

(交付の取消等)

第14条 会長は、前各条の規定にかかわらず、助成金の交付決定を受けた申請人が、次の各号に該当する場合には交付決定を取り消すことができる。また交付後においては、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 申請事項その他に虚偽又は事実と相違する記載があった場合
- (2) この要綱又はこれに基づく会長の指示に違反した場合
- (3) その他、会長が不適当な事由があると認めた場合

(補則)

第15条 前各条の規定にかかわらず、会長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年11月15日から施行する。

別表

対象経費	内容
オンライン配信に係る経費	<ul style="list-style-type: none">・ 機材等のレンタル経費・ 通信回線経費・ 配信システム使用料・ オンライン配信に係る人件費 等